

CAP（共通農業政策）の転換と フランス農業セクターの統治システムの解体*

— 加盟国政府の対応戦略と政党政治 —

中山 洋 平

概 要

1992年のマクシャリー改革に始まるCAPの構造転換によって、農業省と農民組合FNSEAの「共同管理（部門別コーポラティズム）」を基盤とするフランスの農業セクターの統治システムはおおむね解体するに至った。価格支持から直接援助への切り替えが経営規模や作物毎に異なる諸利益をFNSEAが統合する能力を失わせたためである。これは、ヨーロッパ統合の深化が加盟国の統治構造（governance）に重大な変容を齎した例と捉えることができる。何らかのCAP改革が不可避であったとしても、なぜこのような帰結に至ったのかは、EUレベルの制度についても、フランス農業の統治システムについても、決して自明ではない。本稿は、加盟国政府や政党などの国内アクターの対応戦略に着目し、CAPの制度改革とフランス国内の農業セクターの統治システム再編の相互作用を描いた。その結果、FNSEAの急激な後退には、80年代以降、政権交替が頻繁となったこと、70年代以降、社会の諸組織が広く党派化されていたことの相乗効果が決定的だったことが示された。

キーワード

フランス、ヨーロッパ化、EU、農業、国内統治構造

* 本稿のもとになった研究は、2000-2001年度に科研費補助金「ヨーロッパ統合に伴う国内統治構造の変容の比較研究」（奨励研究A）を受けて開始された。その後は、伊藤洋一教授を代表者とする科研費（前出：2003-5年度、本号66頁）研究会での成果に加えて、2002～4年に東京大学法学部で行われた「ヨーロッパ統合とフランスのガバナンス変容」に関する研究会での報告・討論にも多くを負っている。特記して参加者各位に感謝したい。

はじめに

2005年5月29日、ヨーロッパ憲法批准をめぐるフランスの国民投票は、大方の予想通り否決となったが、反対(54.67%)が賛成(45.33%)を10%近く上回る大差となったことで、後に続く他の加盟国での審判を待たずに、憲法草案の命運はおおむね決せられた。世論調査機関IPSOSの出口調査によれば、この投票でフランスの農民は70%までが反対投票し(*Le Monde*, 1/6/05)、小なり(フランスでも農民が就業人口の5%を切って久しい)とはいえ、この結果に貢献した。既にミッテラン政権下の92年にマーストリヒト条約に対して農民の71%が反対票を投じていたことを考えれば何の不思議もないかもしれないが、今回も含め、ヨーロッパ統合を巡る国民投票には多分に現政権への信任投票の意味合いが含まれ、政党支持との相関が高いのが常である(Perrineau, 2005, 242)。70年代後半以降、農民は保守陣営の金城湯池(有権者全体における得票率の1.5倍から2倍の得票率。例えば、88年の下院総選挙では8割¹⁾)であり、特に大統領シラクは、72~74年に農相(大統領:ポンピドゥー)を務めて以来、農民組合FNSEA(農民組合全国連合会 *Fédération Nationale des Syndicats d'Exploitants Agricoles*)と極めて緊密な協力関係を築いてきた(Delorme, 1990)ことと照らし合わせれば、この投票結果の裏側には、この10数年間に農業界の政治的配置が蒙った激甚な変化が隠されていると見なければならぬ。投票前に与党政治家が繰り返しFNSEAの集会で条約支持を訴えたにも拘わらず、FNSEAは最後まで賛成の投票指令を出すことができなかった(*Le Monde*, 24, 26/3/05)²⁾。

実際、60年代以来、農業界をほぼ統一的に代表してきたFNSEAはその優越的地位を失った。少数派組合の攻撃と競合に晒され、FNSEAの農民大衆に対する影響力は見る影もなく衰え、ド・ゴール政権下で確立された農業省とFNSEAが共同でフランス農業の「近代化」を進める体制、いわゆる「部門別コーポラティズム」は崩壊した。つまり、問題はシラク以下のゴリストが有力な支持組織のひとつを失ったにとどまらず、フランス政治全体が、基幹産業たる農業セクターを30年にわたって安定的に統治してきたシステムを失ったのである。政府に協力する多数派団体に対して、少数派団体が街頭での抗議を繰り返し、これが世論の支持を集め、政策形成や政党政治にも少なからぬ影響を与える。現在の騒然たる農業界の有様は、CAPとフランス農業「近代化」が開始された60年代初め

1) Perrineau & Ysmal (1998, 239). 興味深いことに、86年以降、政権右派(RPR+UDF)の農民における得票率は同派の有権者全体における得票率の増減と逆の動きを示している。様々な解釈が可能であるが、農民の投票行動(ないし農民組織の選挙動員)の高度な戦略性が示唆されているといえよう。

2) 総裁 Michel Lemétayer は私的見解として条約支持を表明していた。

に先立つ、第四共和制後半期（中山，1992）を思わせ、混乱の中に新たな統治システムへの胎動を感じさせる。

云うまでもなく、フランス農業界のこの十年の劇的な展開の背後にはヨーロッパ共通農業政策（CAP）の根本的な転換があり、ヨーロッパ統合の深化が加盟国において国家社会関係と民主的統治のあり方に重大な変容を齎した例として捉えることができる。CAP改革が不可避であったとしても、なぜこのような帰結に至ったのかはヨーロッパ・レベルの制度についても、フランス国内の統治構造（governance）についても、決して自明ではない。本稿は、加盟国政府や政党などの国内アクターの対応戦略に着目しつつ、ヨーロッパ・レベルの制度形成と国内の統治構造（ないし国家社会関係）の間の相互作用を描くことで、この変化の過程を説明することを目指す。

1. CAP改革とフランスの農業セクター統治の解体

FNSEAの凋落が92年のいわゆる「マクシャリー改革」以来のCAP改革が原因であることは明らかである。農産物価格支持の水準は国際市場価格を目指して段階的に切り下げられ、これに伴う農民の所得減は生産量に応じた「直接援助」（aides directes；英語ではdirect payments「直接支払い」）によって部分的に補填された。FNSEAの支配力に最大の打撃を与えたのは、農業界全体の所得減よりも³⁾、価格支持から個別の農民への補助金給付へとEUからの財政支出の方式が切り替えられたことだった（以下は、Delorme, 2004a；Roederer-Rynning, 2005；Fouilleux, 2003；Coleman and Chiasson, 2002による）。

FNSEAは1950年代以来、主要農産品目に対してできる限り高い価格支持（ないし代替の措置）を政府（後にEC/EU）から勝ち取ることを基本戦略としてきた。この「価格第一主義」こそが、経営規模（と生産性）や生産品目の違いに基づく（およびこれらに直結した地域間の）深刻な利害対立を覆い隠し、FNSEAがフランス農業界の大多数を代表することを可能にしてきた。ところが、直接援助への切り替えによってFNSEAがこうした統合機能を果たすのは著しく困難になった。

価格支持制度の下でもEUの財政支出の殆どは北部で穀物や甜菜を生産する大規模借地農の収入となっていた（「1(2)割の農民がEU農業補助の4(8)割を受給する」）が、市場を介した支出ゆえにこれを政治的に隠蔽することは比較的容易だった。これに対して、直接援助方式はまさに農業者への公的援助を可視化すべく導入された。委員会としては、農業援助の

3) マクシャリー改革でフランス農業界がEUから受給した金額は却って増加した。

削減を求める一般世論からの圧力を高めることを狙っていたが、フランスでは、農業界内部の著しい配分の不平等を白日の下に晒すという副作用が劇的な効果を齎した。北部大経営への「過大な」補助を温存する FNSEA 指導部に反発が深まり、左派組合はこれを利用して中央山塊の畜産農家を中心に 90 年代半ば以降、急激に勢力を伸ばした。

確かに、50 年代以来、農業省の「近代化」路線とこれに協力する FNSEA に対して、様々な左派組合が経営の苦しい中小農民の不満を吸収し（50 年代の CGA（農業総同盟 Confédération Générale de l'Agriculture）、70 年代の MODEF（家族経営農家防衛運動 Mouvement de Défense des Exploitants Familiaux）など）、街頭での抗議活動を展開するのはむしろ常態であった。官製団体の様相を深める FNSEA に対抗して、一時的に一定の代表性を獲得することも稀ではなかった。しかし、87 年に結成された「農民同盟」CP（Confédération Paysanne）は、89 年の農業会議所選挙で 18% の得票を得たのに続き、95 年（20.1%）、01 年（26.4%）と十年を超えて 2 割前後のシェアを確保している。同じく CAP 改革に反対する保護主義的で最右派の「農村連合」CR（Coordination Rurale）も 95 年と 01 年の 2 回の会議所選挙で 12% 強を確保した。FNSEA は会議所選挙で過半数ぎりぎりまで落ち込んだだけでなく、街頭での抗議行動による政権への圧力やメディア・世論へのアピールの面でも守勢に追い込まれている。

これを見て、元々圧倒的な資金力・組織力で FNSEA を陰から支えてきた作物別の専門組合（小麦の AGPB（小麦その他穀物生産者総連合 Association Générale des Producteurs de Blé et autres céréales）や甜菜の CGB（甜菜生産者総同盟 Confédération Générale des Producteurs de Betteraves））は、FNSEA を離れて独自にフランス政府や欧州委員会と交渉を持つようになった。かつては、資本主義的な大経営が、「グロ」（金持ち）に対するフランス世論の伝統的な反発をかわし、頭数がものを云う民主制の下で政治的な影響力を行使するには、FNSEA がまとめる中小農民を楯にするのが最良の戦略だった。しかし、価格第一主義の破綻と共に、FNSEA が農業界の相対立するグループを統合する機能が失うと、専門組合は FNSEA をバイパスし、直截に自らの利益の実現を目指すようになった。内外から農産物市場の自由化の圧力が強まり、CAP 改革が不可避と見るや、補助削減にあくまで抵抗する FNSEA 指導部と袂を分かち、年毎に市場自由主義への傾斜を深めている⁴⁾。

このように、FNSEA が農業界を統合できなくなるにつれ、「共同管理」cogestion のパートナーとして FNSEA に独占的地位を与えてきたフランス政府も態度を変え始める。例えば、県レベルで農政を運営する各種の機関で FDSEA（FNSEA の県支部）は、事実上、独占的地位を与えられていたが、バラデュール首相率いる保守政権が作成した 95 年 2 月

4) Delorme (1996) は、専門組合が市場自由主義、FNSEA と CP が管理経済（公的補助のモジュレーション）、CR が保護主義と、3 つの路線に分かれると図式化する。

の「農業近代化法」では、これらの機関を統合した「県農業方向付け委員会」（CDOA : Commission Départementale d'Orientation de l'Agriculture）において、FDSEAは農産物加工業などセクターの他の利益の代表と権限を分け合わねばならなくなった（Coleman and Chiasson, 2002, 179）。92年のCAP改革と前後して強められた農業環境規制（Jones and Clark, 2001; Mahé and Ortalo-Magné, 2001）がこれに追い討ちをかける。91年にEUの硝酸塩指令が国内実施されて水質保全規制が強化され、農民組合は肥料の使用などに関して環境省の規制に服することになり、環境政策をめぐる協議で環境団体などと対峙させられている（Monpetit, 2000, 587-8）。「アジェンダ2000」で打ち出された、直接援助に対する環境保全の履行義務化（クロスコンプライアンス cross-compliance : 後述）が2003年6月の「中間レビュー」提案に関する農業閣僚会議で採択されたため、この傾向は強まる一方である。

II. 分析の視座

1. 「ヨーロッパ化」研究とCAP：ヨーロッパ統合の進展がフランスの既存の国家社会関係に大きな変容を齎し、国内統治の枠組みに危機を齎しているのは農業セクターだけに限られない。例えば、EUの競争政策の規制に服するようになった大企業・大銀行は、かつてのように、フランス国家の産業・金融政策（「ディリジスム」）に従うことはなくなった。その結果、政府は雇用の確保や労使紛争の仲裁など、伝統的な役割を果たすことができなくなり、相変わらずこうした経済面での後見役を国家に期待する国民世論からの批判に晒されている。ヨーロッパ憲法の国民投票に限らず、90年代半ばの国政選挙で極左極右が躍進したのは、経済的に脆弱な労働者、職員層（employés : 下級ホワイトカラー）らがヨーロッパ統合に不安を感じて抗議票を投じたからに他ならない（例えば Perrineau, 1995）。

ただ、83年のミッテラン政権のいわゆる「Uターン」、86年のシラク政権の民営化を皮切りとする、国家＝産業関係の変容や金融政策の自由化については、これまで多くの研究がなされ、現代のフランス政治の危機との関係も十分明らかにされてきた（例えば、Schmidt, 1996）のに対して、CAPと農業セクターについては、その変容が他のセクターに比べて遅れてやってきたせいもあり、これまで必ずしも十分な分析がなされてきたわけではない⁵⁾。しかしCAPは元々、50年代末から60年代前半にかけて、ド・ゴール政権下のフランスがヨーロッパ統合に向かう際の最も重要な動機であり、その後もフランスの

5) 日本では原田純孝や農政調査委員会がフランス農政研究の文脈からCAPの転換とこれに対するフランスの政策的対応を詳細に紹介してきたが、政治学的な含意にまでは分析が及んでいない。野間（2003）にはこの点で先駆的な意義があり、本稿も多くを負っている。

ヨーロッパ政策における国益の中心であり続けた。そのCAPとフランスの農業統治システムとの接合のパターンが（下記に見るように）大きく変容することは、フランスのヨーロッパへの関わりの変化を考える上で決定的な重要性を持つ。

しかし、本稿の意義はフランス政治の構造変容の分析だけに限られない。90年代末からの「ヨーロッパ化」研究の隆盛（代表例として、Héritier, 1999；Cowles et al., 2001；Featherstone and Radaelli, 2003）はヨーロッパ比較政治の研究者に第二の人生を与えているが、CAP改革がこれだけ顕著な「ヨーロッパ化」効果を齎しているにもかかわらず、管見の限り、カナダのColemanを例外としてこの問題に正面から取り組む研究が存在しないのは奇観という他はない。CAPは現在でもEUの財政支出総額の45%前後を占め、少なくとも量的にはEUでも飛びぬけて最も重要な政策分野であるにもかかわらず、同時にその制度形成のダイナミズムに（少なくとも90年代までは）政府間主義が極めて顕著であったため、「例外」とみなされたものと推察される。EUに*sui generi*なものを見たがる観察者のバイアスを修正し、EUの比較政治的研究においてCAPにしかるべき地位を取り戻させる上で、本稿はささやかな貢献となるであろう。

2. CAPの構造転換：他方で、CAPが現在、市場自由主義と環境保全で「武装」した委員会農業総局の攻勢により、徐々にEUの他の領域に近いスタイルに部分的に接近しつつあることにも注意しなければならない。実際、国内の統治構造へのインパクトが大きいのもこのCAP自身の構造転換に起因している。

80年代までのCAPは、少なくともフランスの視点から見た場合、ヨーロッパ統合史研究で言われる、いわゆる「ヨーロッパによる国民国家の救済」（Milward, 1992）のシェーマが最もよく妥当する分野であった⁶⁾。CAPの形成時に繰り返された議論にもかかわらず、CAPと農業総局は、各国の農業経営の構造（経営の規模、土地保有や労働力供給、組織化、信用など関連機関の配置など）に関わる「構造政策」に殆ど手を触れることができなかった。フランスをはじめ、60年代の加盟各国の多くにおいては、農民は主要政党の支持基盤の柱であり、それ故、国内の構造政策の根幹に委員会の官僚制の容喙を許すことはありえなかった。マンスホルト・プランなど委員会側の度重なる構造政策の試みは加盟国政府の反対の前に悉く失敗に終わった（フェネル, 1999）。その結果、CAPの機能は、生産性向上の奨励という、およそどの加盟国政府にも異存のない大枠だけを除けば、外部の競争から保護されたヨーロッパ大の市場において価格を一定水準に支え、各国の農民に一定の生活水準と経営の存続を保証することだけに限られた。各国政府、特に農業当局は、ヨーロッパ委員会に殆んど拘束されることなく国内農業構造の運営を行いつつ、価格支持政

6) CAPの制度形成史の概説は、フェネル（1999）；Rieger（2000）。

策の政治的責任だけをヨーロッパ・レベルに押し付けた。価格支持は他の農業保護同様、国内世論の不評を買う恐れがあるだけでなく、支持価格の水準を巡って絶えず農民団体からの圧力・抗議活動に晒されるのは、統治の上で大きな負荷となる。1953年以降、農民デモの波に洗われ、その間に体制の転換まで経験したフランスの政府当局者はこの点を骨身に感じていた⁷⁾。Roederer-Rynning (2002) が示すように、ヨーロッパ・レベルに価格決定権を移しても、各国政府は農民の抗議の対象になり続けた (Imig & Tarrow (2001) の云う「紛争の国内化 domestication」) が、「権限外」という抗弁は強力な盾となった。CAPとヨーロッパ委員会は、過剰生産による膨大な在庫や増え続けるCAP向けの財政支出 (独英の拠出金の増大) など、各国内の農政の不都合な帰結を処理するだけの、いわば尻拭い役を引き受けさせられてきたのである。

しかし、アジェンダ2000が「農村開発規則」(RDR, Rural Development Regulation, 1257/99)を打ち出し、1999年3月のベルリン首脳会談でRDRが採択され、「CAPの第二の柱」と認められたことにより、この市場(価格支持)政策と構造政策の間の仕切りは崩れた⁸⁾。環境保護や景観保全、高付加価値化(品質向上)、農村雇用の確保などを目指す委員会の画一的な規制が各国の構造政策を拘束する突破口が開かれたのである。2003年6月の中間レビュー合意で、支持価格引下げの代償となる直接援助を受給するのに環境基準の遵守を義務付けるクロスコンプライアンスが承認されたことで風穴は広がった。アジェンダ2000と中間レビュー合意では、「農業の多面的機能」(multi-functionality of agriculture)論を媒介として、環境保全を含む「農村開発」概念の下、各国政府が握っていた構造政策の多くの部分がCAPを通じた委員会の規制の射程範囲内に入った。確かに、中間レビュー合意でも「農村開発」プログラムの財源となる直接援助のモジュレーション(modulation, 金額調整:特に大規模経営への直接援助額から一定割合を控除してプールし、同額の自国資金と合わせて「農村開発」の財源とする)の義務的な実施幅が5%(2007年から、2005年は3%)に留まるなど、加盟国政府の警戒感から当面、量的には極めて限られたものに抑えられている。しかし、市場自由主義の浸透に加え、直接援助のデカップリング(生産量と援助額の切り離し)によってこれまでの農業援助への世論の支持はますます細っていくことが予想される。しかも、東方拡大を控えて、直接援助の削減は避けられず、近い将来、「農村開発」が直接援助に代わってCAPの主要な柱となり、その補助金支出を通じて委員会が各国の構造政策を広範囲に掣肘していく道が展望できる。

7) 筆者は、農民デモが第四共和制から第五共和制への移行過程にどのような影響を与えたかについて、現在、別稿を準備中である。

8) EUの構造・結束政策のうち、農村開発に関する「LEADERプログラム」は、委員会のイニシアティブによるもので、一面でこのCAPの転換に先行するものといえるが、農業生産を直接規律するものではなかった。西川(2003); Allen(2000)。

3. 国内アクターの対応戦略への注目：種々の環境要因（農業人口の減少，市場自由主義の浸透，米国からの自由化要求，東方拡大など）から中長期的に CAP 改革が避けられないとしても，新たな CAP の制度を既存の国内のセクター統治のあり方（国家社会関係）とどう折り合わせるかには，なお各国政府の裁量の余地が残されていた。逆に言えば，ヨーロッパ委員会の官僚制には加盟各国の国内統治の正当性に対する配慮は乏しく，CAP の場合の農業総局も，欧州レベルで設定された政策目標（経済効率や経済自由主義への適合性，東方拡大への対応，対米貿易関係の維持改善など）しか念頭にない（Delorme, 2004b, 357-360；Fouilleux, 2003, 278-280, 317-321）。これに対して，各国の政治家の政治的基盤は今なお国民国家にあるため，国内の統治を実効的かつ正当性を持って行うための基盤，即ち，国家社会関係の維持・再編に死活的な利害関心を持つ。従って，CAP（EU 制度）の変容がいかにしてフランス国内でこのような帰結を齎したのかを説明するには，政府ないし政権を担当した政党・政治家がどのような対応戦略を展開したかを跡付ける必要がある。本号掲載の網谷論文にもこの視点は共有されている。

更に，国内アクターはヨーロッパ・レベルの制度に対して決して受身に留まっていはいない。特に CAP は，委員会の攻勢が強まった近年においてもなお政府間主義の極めて強い分野であり，CAP を創設した独仏の両国の合意がなければ改革は一步も先に進まない，という観察（Webber, 1999）は最近（2003年6月）の中間レビュー合意でも確認された（*Le Monde*, 27/06/03）。従って，フランス政府や政権担当者が CAP 改革とこれに対応した国内の農業セクターの統治システム（国家社会関係）の再編について一貫した展望と戦略を持っていれば，CAP 改革をより望ましい方向に導き，国内統治の危機を乗り切ろうとするだろう。

「ヨーロッパ化」研究の用語で言えば，これは EU 制度形成への「アップロード」（Börzel, 2002）に相当するが，この比喩には既存の国内統治の構造を変えないことを前提にした静態的なイメージが付きまとうのに対して，CAP 改革を巡る実際の過程は，EU レベルの制度形成と国内レベルの統治システム変容の間に相互作用が起こり，動態的な均衡に至るイメージに近い（cf. Holzacker and Haverland, forthcoming）。従って，「ダウンロード」過程の比較によって因果関係を抽出しようとする前に，2つのレベル⁹⁾の間の相互作用を具体的な事例に基づいてまず描く必要がある，というのが本稿の立場であり，フランス政府や政権担当者の EU 制度への適応戦略と EU 制度の作成戦略の両面を同時に跡付ける。

以下のクロノロジカルな分析の結論を先取りして言えば，90年代の CAP の転換が結果

9) Coleman and Tangermann (1999) は，CAP 改革を国際レベルの交渉を加えて3つの相互に自律的なゲームが結合されたものとして分析することを提唱している。

としてフランスの農業セクターの統治システムを根本から揺り動かす結果となったのは、政権担当者が対応戦略の指針を欠いて「非難回避」に終始し、農業省の官僚制のアドホックな対応に委ねていたから（吉田，2005）などでは決してない。反対に、各政権は、CAP改革の機運を国内の既存の国家社会関係を改変し、自らの党派の勢力拡大を図る好機とみて、積極的な対応戦略を展開した。FNSEAが大統領シラクの基盤であるなど、農業セクターの統治のあり方はフランスの政党間競合において決定的な重要性をもっていたからである。問題はむしろ、この時期に頻繁に繰り返された政権交替によって相対立する党派・政権の対応戦略が相互に干渉し、いわば「相討ち」になったことにこそある。

Ⅲ．80年代の陣地争い—FNSEAと政党政治：前史

1. FNSEAの両義性：FNSEAとフランス国家の関係は両義的であり、ひとつの概念で説明しきるのは難しい。「部門別」に限られた「ネオ・コーポラティズム」概念に意味があるかどうかは別としても、類似の概念で語られる北中欧諸国の職能団体に比べて、FNSEAは実質的な組織率や末端に対する統制力が極めて低く、同時に、国家から提供される資源、特に補助金（農業開発全国協会 ANDA Association Nationale pour le Développement Agricole からなど）や排他的な公認などに依存する度合いが高い。60年代に「近代化」路線への抵抗から協力に方針転換する過程を見ても、政府の政策執行に協力しその手段となる代わりに、国家にいわば「上から」支えられる「官製団体」になったという側面が否定できない（Keeler, 1987, chap.6-7）。少数派組合に率いられた農民大衆の抗議活動を半ば恒常的に受けてきたのもそのためである。しかし以下に見るように、80年代に入って政府との政策協議の体制やCAPによる保護が揺らぎ始めると、再び自ら街頭での抗議活動を展開し始め、いわば実力で政策過程における地位と影響力を回復した。組織動員を基盤にした脅迫力が現実のものであることを政府に見せ付けたのである。

FNSEAの両義性は政党（政権党）との関係についてもいえる。FNSEAは農業省が展開する農業構造政策の形成に中央・地方の両レベルで関与すると同時に、農村現場では政策執行の担い手となった。行政に対するこうした発言力はFNSEAの職能組合としての代表性、つまり統一的に農民を代表しているという地位にこそあり、一部の党派への過度のコミットは避けるのが組織運営上の要請となる¹⁰⁾。しかし、FNSEAが行政の排他的パートナーとしての地位を確立したのは62年以降のド・ゴール派の長期にわたる一党支配

10) 最近になってFNSEAは、農民組合役員の国会議員・県議会議員兼職を禁じた。Le Monde, 31/3/04.

の下であった。「近代化」政策を押し付けられた当初こそ、FNSEA 指導部はゴリスト政権に激しく反発したが、指導部の世代交代を経て「近代化」路線を受け入れた。66年以降、農業セクターの共同管理体制が確立されていくにつれ、ゴリスト党との政治的連携が深まった。地方ではFNSEAの地方組織（FDSEA）とゴリスト有力議員との間にクライエントリズミ的な関係が構築されていった（Bruneteau, 1994, chap. 5）。特にシラクは、74年の大統領選挙後に農相から首相に横滑りしてからも、農業セクターへの利益誘導に努めた（Delorme, 1990；Le Roy, 1990）。76年に大統領ジスカールデスタンと対立して首相を辞任すると、シラクはゴリスト党を乗っ取って（この時にRPR 共和国連合 Rassemblement pour la République に改称）自らの権力基盤に作り変え始めるが、FNSEAとの絆は権力の座から降りたシラクとゴリスト党にとって重要性を増した。市長を務めたパリ市や選挙区のコレーズ県に個人的地盤に築いたシラクにならい、70年代末以降のRPRでは、国会議員らが兼職で首長となった自治体の公的資源を流用して党の地盤を築くことが一般的となる（Knapp & Le Galès, 1993；Knapp, 1994）が、FNSEAとの紐帯はこうした地域的なクライエントリズム・ネットワークの柱の一つとなった。

2. 社会党政権の攻勢：これに対して、ミッテラン（新）社会党は、81年に政権につくと、直ちにFNSEAの独占的地位を掘り崩しにかかった。今、シラクとゴリスト党の権力基盤を弱めておけば、将来の政党競合上、利益は大きい。しかも、FNSEAの地位と影響力が国家から公認され、様々なルートで資源を供給されているのだとすれば、国家からの支援を断ち切ることで容易にこれを弱体化できるはずである。

クレソン農相はこれまでFNSEAに限られていた組合としての公認をMODEFなど左派系の少数組合（社会党の政権綱領の作成にも協力していた）にも与え、政策協議に参加させるほか、ANDAからの補助金なども配分し始めた。同時に、農業界多数派の内側からもFNSEAの支配力を掘り崩すべく、「作物別公社」Offices par produitを創設し、作物別の専門組合を直接、協議・指導する回路を開いた。実は、作物別の市場政策（価格支持）を柱とするCAPの効果もあり、70年代以降、専門組合はFNSEAに対して自律性を高めつつあった。社会党政権は作物別公社の導入でこの傾向を決定的なものとし、諸カテゴリーを統合し全農民を代表するというFNSEAの政治力の基礎を崩そうとしたのである。

しかし、この試みは81年から82年にかけて「暑い冬」と呼ばれるFNSEAの猛烈な抗議デモを招いた。FNSEAの組織力を見誤っていたことを思い知らされた社会党政権は、農相をロカールに代え、複数組合代表制を維持しつつも、政策協議においてはFNSEAに優越的な地位を認めて和解を図った（Keeler, chap. 8；Muller, chap. 7）。86年総選挙でシラクが首相として政権を奪回すると、FNSEA総裁のギョームが農相に任命され、少数組合を協議から排除するなど、前政権がFNSEAの地位にあけた穴を塞いでいった

(Roederer-Rynning, 2005, 102).

かくして、農業セクターを巡る最初の陣地争いは、社会党の攻勢を FNSEA が撃退して終わった。しかし、この綱引きを通じて FNSEA の地位の党派性は白日の下に晒された。社会党が反省すべきは、FNSEA の力を過小評価し攻勢が性急に過ぎたことだけだった。しかも、作物別公社の失敗に関わりなく、専門組合が作物別の政策協議で影響力を強め、FNSEA の地位を脅かす傾向は 80 年代を通じて強まっていった (Culpepper, 1993)。国際競争への対応のため、農産物を加工する食品産業と連携を強め、穀物や牛乳などの作物別に *filière* と呼ばれるセクター横断型の結合体 (*interprofessions*) が形成されていったことが背景にある。

IV. マクシャーリー改革による打撃

80 年代末の段階で、GATT ウルグアイ・ラウンドを舞台としたアメリカからの圧力、EU 内部での要求の高まりによって、何らかの CAP 改革ほぼ不可避であった。88 年のミッテラン再選で政権に戻った社会党は、FNSEA の統合力を更に殺ぐ方向でこの外圧に対応した。その結果、FNSEA の支配的な地位は崩れ、政権右派もそれを前提にセクター統治の再編を構想し始めるが、シラクだけは時計の針を戻そうとし続けた。

1. マクシャーリー改革と社会党政権の対応：但し、マクシャーリーの改革案を突きつけられた社会党政権（妥結直前の 92 年 4 月にクレソンからベレゴボワへ首相交代）は対応戦略を巡って大きく割れた。既に、改革案公表の直後の 91 年 9～10 月、FNSEA が大規模なデモを打ち、一部では騒擾に発展した。農相メルマズはミッテランら政権首脳と FNSEA の間に立って妥協策の捻出に苦心惨憺し (Favier et Martin-Roland, 1999, 86-100)、以後のマクシャーリー改革案をめぐる交渉過程でもできる限り FNSEA の意向に沿うことを目指した。これに対して、政権首脳は再度 FNSEA と対決するのをそれほど恐れなかった。

メルマズ農相は FNSEA と歩調を合わせて、一切の改革を拒否し、最後になるまで交渉をボイコットし続けたが、大統領府や首相府は早期受け入れを主張するテクノクラートが影響力を増していた。ボイコットを続ける FNSEA の裏で、作物別の専門組合は委員会との独自のパイプを活かして逐一交渉に参加しており、首相府・大統領府もこのルートを活用した。政権首脳スタッフは、直接援助への切り替えなどを認める代わりに、牛乳や穀物など有力な専門組合の個別の利益を図る、という落とし所を探っていた (Favier et Martin-Roland, 1999, 284-290; Coleman et al., 1997, 475-8)。これはかねて社会党の農業委

員会内部でもロカール派が唱えていた CAP 改革の方向とも符合する。modulation などで大経営向けの直接補助を減額するという委員会提案も、実は、中小経営への再配分を目指す社会党内部の構想に符合していた (Fouilleux, 2003, 331-4)。しかし、メルマズ農相は強硬にこの減額制度に反対し、結局、妥結案では取り入れられなかった。その結果、穀物などの北フランスの大経営はマクシャーリー改革によって却って補助受給額が増えることになった。更に妥結案に残った農業環境措置についても、フランス農業省は国内実施の段階で、殆ど環境保全の実質を伴わない、単なる生産援助に換骨奪胎してしまった。「草地助成金」などが典型であるが、CAP 改革による収入減に対する単なる補填として農業環境措置を利用したに過ぎなかった (Couvreuer et al., 1999)。

このようなメルマズの努力にも拘らず、FNSEA は 92 年 5 月にフランス農業省が急転直下、交渉妥結に応じたことに激怒した。既に述べたように、直接援助への移行は支出の可視化により農業界内部の利害対立を激化させ、FNSEA の統合力に致命的打撃となる。しかも、今や明白となった北部大経営に偏った補助金配分は何ら修正されなかったのである。フランス各地で激しい農民デモが起こり、南西部 (元々は共産党系の MODEF の地盤) の抗議デモからは、最右派系の新たな少数派組合 CR が成立した。1 で述べたように、以後、CP と CR は FNSEA を左右から挟撃しつつ、急速に勢力を伸ばしていった。加えて、フランスの作物別専門組合は、マクシャーリー改革の経験から、FNSEA を通さずに自らの利益を直接委員会に表出する方が確実な成果を期待できるとの自信を深めた。81-2 年改革の挫折の後遺症もあり、社会党政権の対応戦略には分裂があったが、意図的に FNSEA の分断を図った政権首脳だけでなく、改革に抵抗した農相の対応も結果としては FNSEA の統合力を弱体化させることになった。

これも 1 で述べたように、環境総局の強いイニシアティブで 91 年に制定された硝酸塩指令を社会党政権は率先して国内実施に踏み切った。その背景には 89 年のヨーロッパ議会選挙でエコロジストが突如 10% を超える得票を記録し、社会党が支持基盤を守るには環境政策に積極的であることを世論にアピールするよう迫られていたことがある (Saintenay, 2000)。既に 88 年の総選挙後、中道系のエコロジスト政党「環境世代」を率いるラロンドを環境大臣として政権に取り込んでいた。農業環境規制の強化に踏み切ったのもラロンドであった (Buller & Brives, 2000, 14) 従来の水質規制では農民は殆ど適用対象外だったが、この時の水質規制の強化により農民は肥料使用の大幅な削減を迫られるなど、生産活動に死活的な影響を受けることになった。しかも、90 年代まで環境省は地方出先を持たず他省庁の出先に依存していたため、他省庁との対立を避ける指向が強かったが、ラロンド環境相の下で地域圏 région レベルの機関 DIREN が整備されてその強制力は飛躍的に向上した (Lascoumes & Le Bourhis, 1997)。にもかかわらず、91 年以降の国内実施の立

法に当たっては、FNSEA や農業団体が社会党政権から諮問を受けることはなかった (Montpetit, 2000, 584-8)。農業セクターの構造政策での FNSEA の優越的な地位に対する社会党政権の新たな攻勢といえよう。

2. 二つの右派政権：93年3月の総選挙で右派が地滑りの勝利を取って政権に復帰（第2次コアピタション）したが、ミッテランが指名した政府首班はシラクではなく、バラデュールだった。新首相はシラクの盟友ではあったが、パリ選出で農業団体との繋がりは薄かった。しかも、右派陣営内の主導権を巡ってシラクとの対抗関係が次第に明確になっていくにつれ、ゴリストよりも中道右派 UDF の諸勢力に足場を移していった¹¹⁾。

確かにバラデュール政権も、当初は FNSEA とも緊密な協力関係を保った。社会党の前政権下、92年の夏に始まった GATT の米欧農業交渉の結果、いわゆるダウンケル・ペーパーに基づいて、フランスは同年11月、農業生産や農産物輸出などに対する補助金の削減を呑まされた（ブレアハウス合意）。FNSEA は猛烈に反発し、93年初めにはパリの街頭でデモを展開したが、3月に保守政権が誕生するとゴリストとの紐帯を活用し始める。結局、バラデュール政権はブレアハウス合意の再協議に持ち込み、補助金への制約を緩めることに成功した (Coleman et al., 1997, 463-4)。環境規制でも農民への譲歩がなされ、まず水質規制では農業団体の諮問機関への参加が規定された。92年のマクシャリー改革に含まれた農業環境規制についても、規制遵守に対して潤沢な補助金を与える「農業原因汚染克服プログラム」(PMPOA) を導入した。いずれも、農業活動に対する環境規制の強化に対する代償であった (Montpetit, 2000, 588)。

しかし、社会党政権が導入したものとはいえ、農業生産に対する環境規制自体を後戻りさせることはバラデュール政権の選択肢になく、むしろ積極的に対応した。同様に、直接援助への移行によって低下した FNSEA の統合力を政府の下支えで回復するよりも、むしろ FNSEA の代表性の低下（95年に行われた農業会議所の選挙で FNSEA の得票は50%代に落ち込んだ）を踏まえて、より効率的なセクター統治のシステムが構想された。95年1月、大統領選挙をにらんで出された農業「近代化」法は、1で触れたように、これまで FNSEA（県連 FDSEA）が優越的な地位を占めてきた各種の政策分野に関する地方レベルの一連の諮問機関を CDOA に一本化し、FNSEA 以外の多様な団体に議席を与えた。地方での農業構造政策に対する諮問権限という、FNSEA の政策的影響力の基盤においてさえ、もはや FNSEA に独占的地位を認めなくなったことに、バラデュール政権の路線が象徴されている。とりわけ、農産物加工（食品）産業がより大きな発言権を与えられたのは、農業界を垂直的＝作物別に統合する *filière* が FNSEA の水平的統合を並立・競合し

11) 但し、農相は UDF（共和党所属）の上院議員 Jean Puech で、アヴェイロン県議会議長を兼ねる地方名望家の典型だった。

ている現実を追認するものであった。また、バラデュール政権は、ANDAの財源を賄う農家からの負担金（租税に近く売上げをベースとする）徴収の制度を変更し、徴収対象の農家の数を増やし、穀物や甜菜などの大経営の負担を大幅に軽減した。これも有力な専門組合の利益を図る余り、大経営から中小経営への所得再配分を堰き止め、両者間の政治的均衡に基づくFNSEAの統合力に更なる打撃を与えた¹²⁾ (Roederer-Rynning, 2005, 102-3)。

これに対して、95年5月の大統領選挙でバラデュールらを下してシラクが政権に復帰すると、社会党、バラデュール両政権下の施策による打撃を和らげるべく梃子入れを開始する。政権発足早々からFNSEAとの蜜月がアピールされ、政府・農業省との諮問関係は再強化され、CAP改革による援助の減少分を補う施策が矢継ぎ早に打ち出された。更に、95年1月の農業「近代化」法制定からわずか1年しか経っていないにも拘わらず、シラクは新たな農業基本法（「方向付けの法律」loi d'orientation）の制定に乗り出す。バラデュール政権下の「近代化」法がFNSEAの地位の低下を容認したのに対して、シラクの新法案はFNSEAの意向を反映したものとなった（野間, 2003, 79）。

しかし、「共同管理」の再建を目指すシラクの努力とは裏腹に、FNSEA内部では、マクシャリー改革で表面化した利害対立が、政策路線を巡る激しい抗争へと発展した。95年ごろから、（CPと同じ）南東部の中小の畜産経営を基盤とする勢力は、北部大経営やブルターニュの酪農に集中している直接援助の「均衡化」（再配分）を求め、のみならず公的援助の正当性の転換を訴え、多面的機能論（環境保全や農村開発）を軸とした委員会のCAP改革に歩み寄り始めた。この路線対立がFNSEAの執行部首脳間の抗争を招き、96年3月、ナンバー2とナンバー3を含む、執行部の半数が辞任する結末となった（*Le Monde*, 14/3/96）。この事件後も改革派は、書記長 *secrétaire général* のシャルドン Dominique Chardon を中心に執行部内で勢力を保ち、97年3月の全国大会で、ついに委員会が提案する直接援助の一本化（「単一支払い」制度）を支持する決議を成立させた（*Le Monde*, 21, 22/3/97；Roederer-Rynning, 2005, 100-1. cf. Delorme, 2004a, 129-130）。小麦や甜菜の専門組合は棄権して抗議の意を示したが、FNSEA指導部は中小農民に対する統合力を維持することを重視し、援助の再配分を受け入れる戦略転換を強行した。シラクが新「基本法」制定に関する演説で、「農業の存在理由は生産である。社会的使命だけの農業に未来はない」と釘を刺しつつも、環境保全などを課題として挙げた（*Le Monde*, 16/3/96）のは、このFNSEA側の戦略転換を（部分的に）¹³⁾反映したものに他ならない。かくして、FNSEAとシラク政権は、CAP改革に適応して旧来のセクター統治システムの再編を図

12) ANDAの負担金の支払いを拒否する農民が中小経営を中心に急増した。

13) シャルドンはシラク政権の「基本法」案に不満を持ち、その公表前後に意見表明で圧力を加えた。*Le Monde*, 6/2/97, 25/4/97.

り始めた。しかし、こうした努力が実を結ぶ間もなく、97年6月の総選挙の結果、政権はエコロジストを新たな同盟者とした社会党に移ることになった。

V. Agenda 2000 への対応の交錯

1997年7月、フィッシャー農業委員が率いる委員会農業総局は「アジャнда 2000」提案を発表した。東方拡大を控えてCAPの農業補助の制度を根本的に再編する必要があることを強調し、マクシャーリー改革で開始された価格支持政策の縮小・世界価格への引き下げと直接援助への転換を徹底すると共に、直接援助を生産規模から切り離すデカップリングによって、将来的に更なる援助額の抑制を展望していた。同時に「アジャнда 2000」は、農業部門の完全な自由化も拒否し、農業への公的介入を環境保護や社会経済的な効果など新たな形で根拠付けようとする。「農業の多面的機能」論に依拠し、農業は環境保護や農村部の景観保全、更に農村部の雇用の確保や社会的発展を支える公的機能を担うゆえに公的支出を受けるに値する、と主張したのである。そのための財源は、価格支持を担当してきたFEOGA（欧州農業指導保証基金 Fonds Européen d'Orientation et de Garantie Agricoles：英語略号はEAGGF）保証部門から支出されるものとし、大経営向けを中心に直接援助の一定割合をカットしてこの「農村開発」プログラムに振り向ける金額調整（モジュレーション）の制度によって積み増していくことが予定されていた。

価格支持を中心とするCAPの財政援助に助けられて、ひたすら生産性の向上と経営規模の拡大を（内外で環境を犠牲にしながら）促してきたフランスの農業構造政策にとって、援助と生産が切り離され、環境保全を重要な使命とする、という農業の未来像は、まさしく革命的な転換を意味した。

1. ジョスパン政権と暗闇への跳躍：「アジャнда 2000」提案の公表直前に行われた総選挙の結果、ジョスパン「複数の左翼」連合が政権に就いた。社会党はCAPの齟齬を正し、援助のより公正な分配と多機能的農業を推進することを公約しており、前政権から引き継いだ新農業基本法案を大幅に手直しの上、98年秋に議会に上程した。議会での修正の上、翌年5月に成立したこの基本法の核心は、「国土保全経営契約」（CTE Contrats territoriaux d'exploitation）にある。CTEは、汚染削減・環境保護や農村の景観保全・雇用維持などの多面的機能を充足することを「契約」した農家に対して補助金を付与するもので、農村開発を「第二の柱」と位置づけた「アジャнда 2000」を先取りするものに他な

らなかった¹⁴⁾。価格支持の縮小を容認するに留まらず、直接援助の一部をカットして農村開発に振り向けるモジュレーションについても、フランス政府は「アジャンダ 2000」をめぐる各国間の交渉の中で積極的に推進することになる (Delorme, 2004a)。

こうしたジョスパン政権の対応は、ヨーロッパ委員会から吹いてきた転換の風に乗って内外両面で政治的得点を挙げようとしたものと解釈できる。ヨーロッパ委員会や他の加盟国との関係では、フランスの主要な輸出産業であり、農村の政治社会的秩序の重要な担い手となっている家族経営の農業を守るため、EU 農業セクターの過度の自由化に反対し、今後も大規模な公的援助（直接支払い）を永続的に維持する必要がある。そのためには、もはや維持できない古い価格支持のシステムに固執するのをやめ、来るべき「アジャンダ 2000」の方向性を率先して先取りすることで、新たな CAP の制度作りにおいてフランスの意向をより強く反映させようという戦術的判断があった。

なによりも、「アジャンダ 2000」の骨格となる「農業の多面的機能」論の内実をできる限りフランス農業の存続に有利な形に、言い換えれば、できる限り包括的な内容を持った「多面的機能論」を採用させねばならない。というのも、同じ「多面的機能論」でも、イギリスやオランダ、北欧などでは、農業の自由化を徹底的に進めた上で、環境保全など農業生産の外部性を補うだけに留める、いわば最小限の定義が支持されていたからである。もしこの定義が採用されれば、フランス農政伝統の構造政策（生産構造への介入）などは一切否定されてしまう。実際、「アジャンダ 2000」をめぐる交渉では、フランスやドイツ、ベルギーなどが主張する、包括的な「多面的機能論」は、従前の規模の財政援助を維持しようとする隠れ蓑ではないか、と批判された (Delorme, 2004a, 2004b)。従って、ジョスパン政権の委員会提案への思い切った同調は、このような「多面的機能論」をめぐる競争を睨んで、自国の農業セクターの来るべき統治システムに有利な制度を EU レベル (CAP) に構築する、いわば先取りの「アップロード」を成功させることを狙ったものだった¹⁵⁾。

他方、「アジャンダ 2000」の先取りはフランスの農業セクターの統治システムを全面的な再編を意味し、社会党とエコロジスト（共産党を加えた「複数の左翼」で政権連合を形成）は内政（政党間競争）上もそこから大きな利得を期待できた。

14) この時期に社会党の農業問題顧問を務めた Bertrand Hervieu は、農業総局が「アジャンダ 2000」の準備段階で調査を諮問した Buckwell グループのメンバーであった。(Lowe et al., 2002, 7) 但し、CTE の先駆として、バラデュール政権下に「持続的発展計画」PDP などが既に開始されていたという指摘は重要である (須田, 1999)。

15) 1999 年前後の中短期的文脈では、ドイツなどが主張する CAP の「再国家化」renationalization を阻止することも大きな課題だった。マクシャーリー改革以降、財政負担が増えたドイツは、直接援助の財源の一部を加盟国に負担させる改革を主張していた。しかし、これは、フランスが CAP から受け取ってきた巨額の財政的恩恵を削減し、あまつさえ、長らくヨーロッパ委員会に押し付けてきた、価格や援助の水準決定の責任を再び背負い込まれることを意味し、到底受け入れられないものだった。

まず、云うまでもないが、クロス・コンプライアンスなどで農業環境措置の徹底を図ることは、社会党と連合するエコロジストにとって小さくない政策的成果となろう。社会党に対して勢力比で圧倒的に劣る「緑の党」Vertsは事ある毎に譲歩を迫られ、それが党内で活動家からの指導部への異議申し立てを招き、ひいては社会党との選挙連合の安定性を脅かしていた。選挙連合の乱れは直ちに選挙での敗退を意味する（中山，2002，30）だけに、「持続可能な農業」の推進によって緑の党に実績を上げさせることは、社会党にとっても死活的な重要性を持っていた。

また社会党自身にとっても、CTEを軸とする新基本法は、ジョスパンが野放図なグローバル化・市場化に対抗して唱えた「社会的ヨーロッパ」が唯一、具体的な形を取った貴重なケースであった。99年秋のミシュランの解雇事件などが如実に示したように、産業政策や労使関係においては、80年代以降の民営化や自由化の結果、政府は実効性のある介入手段を殆ど失っていた。ジョスパン政権も、もう一方の連合相手である共産党が解雇規制などを再三要求したにも拘らず、ジェスチュア（2000年春の「新経済規制政策」など）を示す以上のことはできなかった。これに対して、農業は21世紀初頭のフランスに唯一残された極めて「ディリジスム」の強いセクターである。1980年の農業基本法で定められた「経営構造コントロール」（原田，1998，Ⅱ）などにより、農業省とその出先機関は構造政策の資金供給をテコに、一軒一軒の経営の細部にまで指導を行き渡らせていた。確かに1987年の農業金融の自由化により、クレディ・アグリコルを通じた選別的な資金供給のシステムが大幅に市場化されるなど、国家統制は徐々に弱まりつつあった（Coleman and Chiasson, 2002, 178-9）が、99年の新基本法は構造コントロールの対象を会社形態の経営にも拡大したり（Delorme, 2004a, 137）、補助金配分などを司るANDAへの国家統制の強化する（Roederer-Rynning, 2005, 102-4）など、国家統制の再強化を目指すものだった。

本稿の焦点である農業セクターの統治システムに限っても、社会党の政治的利益は大きい。CTEは条件困難地域を中心に主として中小経営を「契約」対象として想定していた（Lowe et al., 2002, 10）ため、その財源を北部の大経営の直接援助からのモジュレーションに求めるとすれば、社会党が選挙公約に掲げた農業補助の再配分が実現する。実際、中央山塊の畜産農家を基盤とする左派少数組合のCPはCTE支持を表明していたし、CPの勢力範囲を超えて、経営難に苦しむ中小経営から支持を期待できた¹⁶⁾。他方、FNSEAは、折角の97年以後の路線転換を出し抜かれる形になった。実際、モジュレーションに基づくCTEが実施されれば、辛うじて維持されている北部大経営（専門組合）と中小経

16) 但し、政府内ではCPとの提携は重視されてはいなかったようである。新基本法には全ての少数派組合を政策諮問機関に加えることが原則として明記されたが、これは議員提案の修正案に政府が応じたものだった（原田，1999，Ⅱ-53）。

営の間の均衡¹⁷⁾は崩れ、FNSEAの統一の危機は深刻化する。政権側には、CAP改革への適応を図り始めたFNSEAの機先を制し、統合力回復の努力を挫く狙いもあったと思われる(*Le Monde*, 11/04/98)。80年代前半の社会党はFNSEAの覇権を崩すため、資本主義的な大経営へのイデオロギー的敵意を棚上げして、専門組合と便宜的な連携関係を結び、その地位と影響力を強める結果にならざるを得なかった。これに対してCTEを軸とするジョスパンの路線では、このようなねじれを避け、FNSEAと専門組合の大経営を同時に攻めることができる。

更に、生産性向上を旨としてきた農業構造政策が多面的機能論に従って再編されるのに伴って、99年の新農業基本法では、「県農業方向付け委員会」に自治体代表や環境団体、消費者団体などが、それぞれの分野の専門知識を根拠に席を占めることとされた(Delorme, 2004a, 143-4; Coleman et al., 2002, 180-1; 原田, 1999, II-57)。委員会では農民以外が多数派を占めるようになり、少数派組合の参加もあわせれば、往年と比べたFNSEAの地位の低下は決定的である。しかも、農相とFNSEAの間の協議は打ち切られ(*Le Monde*, 8/4/98)、幹部との個人的な関係も完全に断絶していた(*Le Monde*, 7/4/01)。しかも、「持続的農業」を目指してCPは環境団体、消費者団体などと提携を深めているのに対し、半世紀近く生産性増大にコミットしてきたFNSEAの多数派、特に北部の大経営は、新たな農政理念の下では全く正当性を失うことになる。生産ではなく農村開発を農業の主たる機能とするジョスパンや委員会の路線は、FNSEA内の改革派にとってさえ到底受け入れられないものだった(*Le Monde*, 7/3/98, 15/03/02)。

このように、CTEから社会党は多くの政治的利得が期待できたが、他方、不安も伴った。CTEがEUの農村開発や農業環境に関するプログラムの枠内に位置付けられることにより、国内の構造政策が委員会の定めるこれらの分野の規制に直接かつ強力に拘束される危険性が高まる¹⁸⁾。実際、CTEは99年11月に委員会の承認を得た際に、EUの農業環境に関する基準を厳格に満たすことを条件として付され、これをクリアするためにCTEの実施が1年以上遅れる事態となった。つまり、CTEは、社会党の党派的利益を図るために、これまでフランス農業省が自律的に進めてきた構造政策に委員会の統制を導入する、トロイの木馬になりかねない。しかし、90年代前半以来、CAPの行き詰まりとFNSEAの動員力の狭間で身動きが取れなくなっていた社会党は、ブリュッセルから吹いてきた改革の風に乗って暗闇へと跳躍したのである。

2. シラクの巻き返し：「アジェンダ2000」の発表後、加盟各国の強力な抵抗にあって、

17) 97年大会後の両派の綱引きの結果、作付面積に比例した均一の基礎補助金に、作物別の補足援助を加える、という折衷的な制度を求めていくことで妥協が成立していた(*Le Monde*, 17/3, 11/4/98)。

18) EUの農業環境措置とCTEの関係付けについては、Couvreur et al. (1999, 21-2)。

委員会は多くの譲歩を余儀なくされた。99年の1月文書では直接援助のモジュレーション modulation を義務付けるのを諦め、採否自体や調整幅を加盟各国の裁量に委ねるところまでトーンダウンし、援助対象の経営規模に上限を設定する案はイギリスの反対で断念した。フランス側も事前の調整で、「アジャンダ 2000」提案のうち、モジュレーションや直接援助総額の漸減（degressivity）を積極的に支持し、穀物の支持価格引下げも受け入れるが、肉牛については延期という妥協に辿り着いた。ところが、「アジャンダ 2000」提案の採択を審議する3月のベルリン首脳会談でフランスを代表したのはジョスパンではなく大統領シラクだった。FNSEAの陳情を受けたシラクは首脳会談の場で事前の合意を無視し、穀物価格の引き下げ拒否を表明した。直接援助の漸減も拒否し、代わりにCAP予算の総額を削減した上で2006年までCAP予算の上限（年間405億ユーロ）を凍結することでドイツのシュレーダー首相と合意した。これによって、短期的にはフランス農民への財政支援の削減が抑えられた反面、委員会や他の加盟国はフランスのCAP改革への意欲を疑い始め、フランスの唱える包括的な多機能農業論も結局は財政援助維持の方便なのではないか、という疑念が裏付けられてしまった（Delorme, 2004a, 140-1; Lowe et al., 2002, 3-4）。しかも、シラクはCAPの総額抑制で妥協を取り付ける際に、直接援助を確保するため「農村開発」の予算を犠牲にし、「第2の柱」に割り当てられたのは予算のわずか10%に留まった。こうしたシラクの態度によって、以後の多機能農業論をめぐる交渉においてフランスの立場は弱くなり、思い切った転換でCAP改革をリードしようとしたジョスパン政権の思惑はシラクの抵抗によって挫かれた¹⁹⁾。

実際、CTEの実施が1年以上遅れたのは、フランスの多機能農業論に対する委員会や他の加盟国の疑念が原因だった。フランスは、「アジャンダ 2000」で義務付けられた国別の「農村開発」計画にCTEを入れて「農村開発」プログラムの財源を使う予定だったが、閣僚会議ではCTEは生産援助の変形ではないかという異論が相次ぎ、結局、委員会に「農村開発規則」（RDR）適合と認めさせるのに、既に見たように、CTEはEUの農業環境規制を厳格に履行せねばならなくなった。結局、「アジャンダ 2000」を先取りするというジョスパンの賭けはむしろ失敗に終わった。「農村開発」を巡る多面的機能論をリードするという期待した効果が薄れる一方で、フランス国内の構造政策へのEUレベルの規制の拘束力が強まるという恐れていた結果だけが現実のものとなりつつある。これはCAP改革に積極的に対応するジョスパンら社会党政権の対応戦略と、これに抵抗するシラクの戦略がコアピタシオン（左右同居）政権の制度的メカニズムの中で正面から衝突した結果に他ならない。

19) CAPの事例は、第3次コアピタシオン政権は通常の大統領中心の政権よりもヨーロッパ化への対応において有利であった（better equipped）という Cole and Drake（2000, 36）の判断を覆すように思われる。

VI. 第二次シラク政権

1. CTE から CAD へ：2002 年 5-6 月の大統領選挙・下院総選挙でシラクが政権を奪回すると、直ちに CTE は新規契約の停止が宣言された。契約締結作業が本格化してわずか 1 年余りで中断されたため、スタートの遅れを取り戻すには至らなかった²⁰⁾。しかし、ジョスパン政権下でフランス政府が農業援助の正当性根拠を全面的に転換すると宣言した以上、政権に戻ったシラクにとっても、CTE を廃止して RDR へのコミットメントを撤回する道はもはや選択肢になかった。直後の 7 月、CTE を一部手直しした CAD (contrats agriculture durable：持続的農業契約) が政令により施行された。しかも、CTE では補助対象となる課題が極めて多様で、目標が拡散する恐れがあったのに対して、CAD では地域毎に課題の選択肢を限定した上で、環境保全を優先課題とすることを打ち出し、EU の農業環境規制との関連も明確化された。また、実際に締結された CTE は、想定したよりも規模の大きい農家が対象となり、その結果、経費は想定を大幅に超えて膨張した。既に政権交替の段階で財政的な困難が懸念されていた (*Le Monde*, 3/9/2002) ため、CAD では財政規律を厳格化して対応した (是永, 2004 年)。このように、CAD は RDR に照らしても、CTE からの後退ではなく、むしろバージョンアップであることが印象付けられたが、援助の再配分の観点から見れば、シラクらゴリストの党派的考慮も皆無ではなかった。CTE に対しては FNSEA から、原則としては支持できるが、財源負担・受給の双方で著しく不平等との不満が寄せられていたため、CAD では再配分効果を抑える仕組みを導入し、大経営の宥和に努めた²¹⁾。

2. 中間レビュー提案とシラクの隘路：他方、CAD 以外の面では、シラクの下のフラ

20) 2002 年 6 月の停止時点では、62000 件の契約の準備が整い、うち 27000 件は既に署名済み、34000 件は契約内容が県方向付け委員会で検討中だった (Delorme, 2004b, 149)。

21) 2002 年 6 月に停止された段階で CTE を締結した農家は、社会党政権の意図通り、耕作困難地域に集中しており、生産量に従う直接援助の「不平等」を補正するという性格が濃厚であった。財源面でも CTE はジョスパン政権の意図通り、再配分効果を発揮した。ベルリン首脳会談で「第二の柱」の本来の予算が抑えられる一方、これを補う直接援助のモジュレーションについては、カットされる直接援助の幅 (20% まで) もカットの基準 (労働力、経営の収支 prosperity、経営の受ける援助総額の 3 つの組み合わせ) も全て加盟各国の裁量とされたため、ジョスパン政権はカット幅を最大限に使った上で、負担 (フランス向けの直接援助総額の約 2%) を一部の大経営に集中させた。CTE の補助金額に制限が設けられていなかったこともあり、CTE は全体として北部などの大経営から中央山塊などの粗放的畜産を中心とした中小経営に再配分を行う効果を強く持った (Lowe et al., 2002, 9-10)。これに対して、シラクは CAD 契約に平均援助額を設定して地域的不均衡に対応すると共に、多くの課題を時限的で更新できないものとすることによって支出額を抑え (是永, 2004 年)、全体としての再配分効果を抑制しようとした。

フランス農政は、ジョスパンが踏み出した道から後戻りすることも先に進むこともできず、内外からの圧力を受けて全く展望を失った状態にある。シラクが政権に復帰した2002年6月、ヨーロッパ委員会はCAPの中間レビューに基づいて新たな提案を発表した。モジュレーションの義務付けやデカップリングなど、「アジェンダ2000」提案の積み残された部分を補い、直接援助から農村開発へのシフトを更に進める内容であった。平行して、99年3月のベルリン合意に不満を残したドイツのシュレーダー首相との間でCAPの支出抑制について、再度協議が行われ、2007年以降13年までのCAP支出には上限を設定し、名目額の増加はインフレ率以下にするとの合意がなされ、加盟各国の反発を踏まえて委員会は03年1月に譲歩案を提出した。2003年6月、ルクセンブルグで開催された農業閣僚会議では、フランス側はデカップリングやモジュレーションに抵抗し（農相ゲマールは「Mr. Niet」と評された：Le Monde, 27/06/03）、ドイツの支援を得ていくつかの譲歩を獲得した²²⁾が、結局、基本的方向には逆らえなかった。会議を妥結に導いたのは委員会側ではなく「シラクの大幅な路線転換」だったのであり、FNSEA指導部は、協議を受けたことさえない点で大統領が妥協したことに「裏切られた」と怒りをあらわにした（Le Monde, 27/06/03）。

このように、1999年から2003年に至るまで、閣僚レベル協議で一貫して直接援助を少しでも温存しようとする抵抗を尽くしたシラクらの態度は、ジョスパンらが掲げた多面的機能農業論から説得力を奪い去ってしまい、RDR（第二の柱）を軸とした今後のCAPの進路に関する議論をフランスがリード（「アップロード」）するという見通しは立たなくなった。それだけの犠牲を払ったにも拘わらず、シラクが同盟者FNSEAのために獲得できたのは、既存の財政援助をかりうじて10年間延命することだけで、しかも、その間にデカップリングやモジュレーションが着々と進められれば、凍結期間が明けた後の直接援助の運命は極めて暗いものにならざるを得ない。二度の交渉で分担金削減に満足を得られなかったドイツはいよいよフランスとシラクに対する苛立ちを強め、「再国家化」、即ちCAP支出の加盟国共同出資（一部負担）制へと傾いている。独仏の提携ができなくなれば、委員会やイギリスの圧力に抵抗することはもはや極めて困難となろう（Le Monde, 24/06/05. cf. 12/06/05）。

結局、シラクとゴリスト党は、ジョスパン社会党政権が多面的機能論の賭けに出た段階

22) デカップリングの義務化の実施を04年から06年に遅らせ、かつ穀物・牛肉などについては、直接援助の25～30%について、生産量とのリンクを残すことが認められた。委員会側は穀物については北フランスをこの例外から除外して大経営を排除しようとしたが、これもフランス側が押し切った（Le Monde, 20/06/03）。モジュレーションについては、委員会原案では、これを義務化した上で、その割合を毎年3%ずつ、20%まで増やす、とされていたが、妥結案では前記のように遥かに控えめなものに留まった。農業閣僚会議の合意内容概略は、Directorate-General for Agriculture（2003）参照。

で、フランスのCAP改革におけるペイオフが大きく変わったにもかかわらず、適切な戦略転換を図ることができなかった。CAP改革の趨勢や国内の農業界の新たな勢力配置を踏まえて、セクターの統治システムをいかに再編・適応させるかを構想することができず、そのため、CAP改革の交渉においても、直接援助にしがみ付き、既に崩壊した過去の政治的資源＝FNSEAの優越的地位を少しでも延命させることしかできなかった。その結果が、現在のフランス農政全体の苦境である。冒頭に触れたヨーロッパ憲法に関する国民投票での農民、特にFNSEAの投票行動は、このようなシラクの戦略的な不見識²³⁾に対する制裁だったと云えよう (*Le Monde*, 24/3/05, 22/4/05, 1/6/05)。

おわりに

以上の分析から、80年代末までの農業セクターの統治システムが90年代以降のCAP改革の中で解体した第一の原因は、頻繁に政権政党が交代したことにあるといえよう。過去20年間に6回（政権存続期間は平均して3年余り）という頻度は、例えば、同じくCAPに決定的影響力を持つ英独がわずか2回であるのに比べて突出している。政権についての各党が自らの政党間競争を有利にすべく対応戦略を実施した結果、数年おきに全く相対立するCAP改革への対応戦略が交錯することになった。先行する政権の取った対応により、CAP改革への対応は拘束され、その前提となる国内の農業セクターのアクターの配置も変容してしまう。このように、数年おきに切り替わる政権の対応戦略が相互に干渉し阻害し合った結果、2005年現在、既存の統治システムが解体し、新たな秩序も展望できない袋小路に陥ったのだといえる。

このように政権交代の度に全く対立する対応戦略がとられたのは、農業セクターが極めて高度に党派化されていたからに他ならない。FNSEAが右派、特にゴリストとシラクの強力な権力基盤であったがゆえに、対抗する社会党は次々にその支配を掘り崩すための戦略を構想し、この戦略をCAP改革への対応と結び付けていった。従って、CAPに関する限り、ヨーロッパ化への対応に失敗して国内の統治システムが危機に陥ったのは、政権政党の責任回避や戦略の欠如のせい（吉田、2005）ではなく、全く反対に、セクターを巡る党派的対抗がぶつかり合う強烈な戦略的ベクトルを生んだためといわねばならない。

要するに、FNSEAを基盤とする統治システムの急激な解体には、石油危機以降の経済危機の慢性化を背景に、政権交替が余りに頻繁となったことと、70年代以降、社会の諸組織に党派化が浸透したことの相乗効果が決定的であった。これは、60年代にド・ゴー

23) Drake (2003, 2005) はシラク政権のEUに対する「否定的リーダーシップ」を「戦略的方向感覚の喪失」を示すものにとらえ、それ以前の政権の積極的なイニシアティブと対比している。

ルの長期安定政権の下でフランスに有利なCAPの制度と安定的な「共同管理」のシステムが構築された際とはちょうど反対の状況といえよう。ド・ゴール政権は当初、FNSEAの猛烈な抗議活動に遭いながらも、自ら実現したCAPの価格支持制度を基盤に、ひるまず「近代化」政策を続け、ついにはFNSEAの方針転換を引き出し、政権の基盤となる比較的安定した統治システムを実現した。他方、FNSEAの方は、第四共和制では不安定で短命な連合政権が常態であったことを踏まえ、注意深く特定党派へのコミットを避け、自らの要求に殆ど全ての党派から支持を得るように努めることで、議会を中心に展開される複雑な利益政治の中で自らの組織秩序を維持しようとしていた（中山、1992）。

最後に、本稿の「ヨーロッパ化」研究に占める位置づけについて確認しておきたい。本稿で展開した、政党毎のヨーロッパ化への対応戦略の違いに着目する視座に対しては、CAPという今や例外的に政府間主義的な政策分野を選んで、しかもフランスという特異な例を対象にした場合にのみ有効になるに過ぎない、という批判が予想される。しかし、他の政策分野や他の加盟国の事例にも、多かれ少なかれ、本稿の視点は適用できるはずである。まず、既に見てきたように、CAPの政策立案においても90年代に入って徐々に委員会の主導権が強まりつつある。特に、農業環境政策や農村開発プログラムが本格化して以降は、日に日に他のセクターとの類似性を強めつつある。政府間主義が弱まり、「アップロード」が容易でなくなっても、国内政党政治の視点がおお有効であることを本稿や本号の網谷論文は示している。また、政権政党が官僚制や公企業、政策の形成・執行に協力する職能団体を自らの権力基盤として党派化してきたのは、フランスの農業部門だけに限られない。様々な事例について変容の過程を比較することで、市場化と同時進行するヨーロッパ化が、従来の（多くの場合、クライエンティリズムに基づく）党派ネットワーク（Nakayama, forthcoming）をどのように変えるのか、などの多くの興味深い論点が浮かび上がるであろう。

参考文献

- Allen, Davis (2000), "Cohesion and the Structural Funds", in Helen Wallace and William Wallace (eds.), *Policy-Making in the European Union*, New York: Oxford University Press.
- Börzel, Tanja (2002), "Pace-setting, Foot-dragging, and fence-sitting: Member State Responses to Europeanization", *Journal of Common Market Studies* 40-2, 193-214.
- Bruneteau, Bernard (1994), *Les paysans dans l'Etat. Le gaullisme et le syndicalisme agricole sous la V^e République*, Paris: L'Harmattan.
- Buller, Henry and Brives, Hélène (2000), "France: farm production and rural product as key factors influencing agri-environmental policy", in H. Buller et al., *Agri-environmental Policy in the European Union*, Aldershot: Ashgate.
- Cole, Alistair and Drake, Helen (2000), "The Europeanization of the French Policy: Continuity, Change and Adaptation", *Journal of European Public Policy* 7-1, 26-43.

- Coleman, William et al. (1997), "Against the odds. Retrenchment in Agriculture in France and the United States", *World Politics* 49, 453-481.
- Coleman, William and Tangermann, Stefan (1999), "The CAP Reform, the Uruguay Round and the Commission: Conceptualizing Linked Policy Games", *Journal of Common Market Studies* 37-3, 385-405.
- Coleman, William and Chiasson, Christine (2002), "State power, transformative capacity and adapting to globalization: an analysis of French agricultural policy, 1960-2000", *Journal of European Public Policy* 9-2, 168-185.
- Couvreur, Marc et al. (1999) 「フランスにおける農業環境措置」『のびゆく農業』890.
- Cowles, Maria Green et al. (2001), *Transforming Europe: Europeanization and domestic change*, Ithaca: Cornell University Press, 2001.
- Culpepper, Pepper (1993), "Organizational Competition and the Neo-Corporatist Fallacy in French Agriculture", *West European Politics* 16-3, 295-315.
- Delorme, Hélène (1990), "Les années Chirac", in Pierre Coulomb et al. (dir.), *Les agriculteurs et la politique*, Paris: Presses de la FNSP.
- Delorme, Hélène (1996), "Les syndicats agricoles français et la répartition des aides publiques", *Économie rurale* 233, 49-54.
- Delorme, Hélène (2004a), "La politique agricole en France: le compromis des socialistes", in do. (dir.), *La politique agricole commune: anatomie d'une transformation*, Paris: Presses de Sciences Po.
- Delorme, Hélène (2004b), "Les dynamiques politiques et symboliques à l'oeuvre dans la libéralisation de la PAC", in do. (dir.), *La politique agricole commune: anatomie d'une transformation*, Paris: Presses de Sciences Po.
- Drake, Helen (2003), "Perspectives on French attitudes towards the European Union", <http://www.psa.ac.uk/spgrp/italian/pdf/drake-paper.pdf>
- Drake, Helen (2005), "Perspectives on French relations with the European Union: An introduction", in do. (ed.), *French Relations with the European Union*, London & New York: Routledge.
- European Commission, Directorate-General for Agriculture (2003), *Newsletter*, Special Edition "CAP reform summary", July 2003.
- Favier, Pierre et Martin-Roland, Michel (1999), *La décennie Mitterrand*, t.4 "Les déchirements", Paris: Seuil.
- フェネル, ローズマリー (1999) 『EU 共通農業政策の歴史と展望: ヨーロッパ統合の礎石』(佐開津監訳: 原著 1997 年), 東京: 食料・農業政策研究センター.
- Featherstone, Kevin and Radaelli, Claudio (2003) (eds.), *The Politics of Europeanization*, New York: Oxford University Press.
- Fouilleux, Eve (2003), *La politique agricole commune et ses réformes*, Paris: L'Harmattan.
- 原田純孝 (1998) 「フランスの新『農業の方向付けの法律案』を読む(1)~(7)」『農政調査時報』507, 508, 511, 513, 514, 515, 516 号 [引用に際しては, 連載番号と頁数を組み合わせて II-56 のように記載した].
- 原田純孝 (1999) 「フランスの新『農業の方向付けの法律』の内容と特徴(1)~(7)」『農政調査時報』517, 519, 520, 521, 523, 524 号 [引用に際しては同上].
- Héritier, Adrienne (1999), *Policy-making and diversity in Europe: escaping deadlock*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Holzacker, Ronald and Haverland, Markus (forthcoming), "Cooperation and Integration among Europeanized States," in do. (eds.), *European Research Reloaded: Cooperation and Integration among Europeanized States*, Kluwer Academic Publishing.
- Imig, Doug & Tarrow, Sidney (2001), *Contentious Europeans: protest and politics in an emerging polity*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- Jones, Alun & Clark, Julian (2001), *The modalities of European Union governance: new institutionalist explanations of agri-environment policy*, Oxford: Oxford University Press.
- Keeler, John T. S. (1987), *The politics of neocorporatism in France: farmers, the state, and agricultural*

- policy-making in the Fifth Republic*, New York : Oxford University Press.
- Knapp, Andrew and Le Galès, Patrick (1993), "Top-down to Bottom-up? Center-Periphery Relations and Power Structure in France's Gaullist Party", *West European Politics* 16-3, 271-294.
- Knapp, Andrew (1994), *Gaullism since de Gaulle*, Dartmouth : Aldershot.
- 是永東彦 (2004) 「フランスの持続農業契約 (CAD) 制度 : 解題」『のびゆく農業』951.
- Lascourmes, Pierre et Le Bourhis, Jean-Pierre (1997), *L'environnement ou l'administration des possibles : la création des Directions régionales de l'environnement*, Paris : Harmattan.
- Le Roy, Pierre (1990), "Giscard, septennat de toutes les crises", in Pierre Coulomb et al. (dir.), *Les agriculteurs et la politique*, Paris : Presses de la FNSP.
- Lowe, Philip et al., (2002), "Setting the next agenda? British and French approaches to the second pillar of the Common Market Policy", *Journal of Rural Studies* 18, 1-17.
- Mahé, Louis-Pascal and Ortalo-Magné, François (2001), *Politique agricole. Un modèle européen*, Paris : Presses de Sciences-Po.
- Milward, Alan S. (1992), *The European rescue of the nation state*, London : Routledge.
- Montpetit, Éric (2000), "Europeanization and domestic politics : Europe and the development of a French environmental policy for the agricultural sector", *Journal of European Public Policy* 7-4, 576-592.
- Muller, Pierre (1984), *Le technocrate et le paysan. Essai sur la politique française de modernisation de l'agriculture, de 1945 à nos jours*, Paris : Éditions ouvrières.
- 中山洋平 (1992) 「フランス第四共和制の政治経済体制 : 2つのモネ・プランと 53 年危機」『国家学会雑誌』105 卷 3・4 号, 66-136 頁.
- 中山洋平 (2002) 「2002 年フランス大統領選挙・下院総選挙—総括と展望」『生活経済政策』68 号, 24-30 頁.
- Nakayama, Yohei (forthcoming), "The Development of Political Clientelism in 20th-Century France : Party Networks and Patterns of 'Voter Loyalization'", in J. Kawata (ed.), *Comparing Political Corruption and Clientelism*, London : Ashgate.
- 西川明子 (2003) 「欧州連合 (EU) の農村振興政策—LEADER 事業—」『レファレンス』8 月号, 53-65 頁.
- 野間 (門) 愛子 (2003) 「EU の加盟国内政への影響 : 『ヨーロッパ化』は必然か?—フランス農業セクター利益団体政治における変化の考察」東京大学大学院法学政治学研究科修士論文.
- Perrineau, Pascal (1995), "La dynamique du vote Le Pen. Le poids du gauchisme", in Perrineau and Colette Ysmal (dir.), *Le vote de crise. L'élection présidentielle de 1995*, Paris : Presses de Sciences-Po.
- Perrineau, Pascal (2005), *Le vote européen 2004-2005. De l'élargissement au référendum français*, Paris : Presses de Sciences-Po.
- Perrineau, Pascal and Ysmal, Colette (1998), *Le vote surprise. Les élections législatives des 25 mai et 1^{er} juin 1997*, Paris : Presses de Sciences-Po.
- Rieger, Elmar (2000), "The Common Agricultural Policy", in Helen Wallace and William Wallace (eds.), *Policy-Making in the European Union*, New York : Oxford University Press.
- Roederer-Rynning, Christilla (2002), "Farm conflict in France and the europeanisation of agricultural policy", *West European Politics* 25-2, 105-124.
- Roederer-Rynning, Christilla (2005), "France's FNSEA : A Giant on Clay Feet?", in Darren Halpin (ed.), *Surviving Global Change? Agricultural Interest Groups in Comparative Perspective*, Aldershot : Ashgate.
- Saintenay, Guillaume (2000), *L'introuvable écologisme français*, Paris : PUF.
- Schmidt, Vivien A. (1996), *From States to Market? The Transformation of French business and Government*, Cambridge : Cambridge University Press.
- 須田文明 (1999) 「フランス農業基本法にみる農政の展開」『農林金融』2 月号, 64-71 頁.
- Webber, Douglas (1999), "Franco-German Bilateralism and Agricultural Politics in the European Union : the Neglected Level", *West European Politics* 22-1, 45-67.
- 吉田徹 (2005) 「ヨーロッパ『浸入』による機会構造変化—フランスの公共政策を事例に」日本政治学会 2005 年度研究大会・報告ペーパー.